様式第１号（第４条関係）

隠岐の島町空家改修事業（水洗トイレタイプ）補助金に関する基本協定書

隠岐の島町空家改修事業（水洗トイレタイプ）補助金事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、隠岐の島町長　　　　　　　（以下、「補助事業主」という。）と、　　　　　　　　　　　（以下、「空家所有者」という。）は、隠岐の島町空家改修事業（水洗トイレタイプ）補助金交付要綱第４条に基づき基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は本事業により改修する空家について、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、本協定書の本文中において特に明示されるものを除き、隠岐の島町空家改修事業（水洗トイレタイプ）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において定めるところによる。

（協定期間）

第３条　協定期間は事業完了の翌年度から１０年間とする。

（使用目的）

第４条　空家所有者は、本協定により改修する空家（以下「本物件」という。）を居住目的以外に使用してはならない。

（入居者の入居条件）

第５条　本物件における入居者の入居条件は、入居者のいずれかが定住を目的として本町に移住を希望するUIターン者及び定着した若者で、50歳未満の者とすること。

（改修する空家の管理及び財産処分の制限等）

第６条　空家所有者は、改修する空家について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

２　前項の規定は、補助金の交付確定日から10年経過した場合又は空家所有者が別表により算出した金額を補助事業主に納付した場合は、適用しない。

３　空家所有者は、補助金の交付確定日から10年を経過するまでの間に、第１項の改修する空家を補助金の交付の目的に従い使用し、又は貸付けすることができなくなったときは、別表により算出した改修する空家に係わる補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業主に納付しなければならない。

４　入居者の家賃設定については、周辺の賃貸住宅と比較し、著しく差を生じさせないよう努めること。

５　前項の規定は、補助事業主がやむを得ない事情があると認める場合は適用しない。

（入居状況の報告）

第７条　空家所有者は、事業完了の翌年度から１０年間、本物件の利用状況を補助事業主に報告をしなければならない。

（協議）

第８条　空家所有者は、交付要綱に基づき設定した入居条件等、本物件の入居管理上必要な事項において変更を行うときは補助事業主と事前に協議を行わなければならない。

２　本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、補助事業主及び空家所有者が誠実に協議して定めるものとする。

別表（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経 過 年 数 | 納 付 額 |
| １年未満 | 補助金交付額の全額 |
| １年以上　　２年未満 |  〃　　　９０％ |
| ２年以上　　３年未満 |  〃　　　８０％ |
| ３年以上　　４年未満 |  〃　　　７０％ |
| ４年以上　　５年未満 |  〃　　　６０％ |
| ５年以上　　６年未満 |  〃　　　５０％ |
| ６年以上　　７年未満 |  〃　　　４０％ |
| ７年以上　　８年未満 |  〃　　　３０％ |
| ８年以上　　９年未満 |  〃　　　２０％ |
| 　 ９年以上　　１０年未満 |  〃　　　１０％ |

　この基本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（補助事業主）　隠岐郡隠岐の島町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　隠岐の島町長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（空家所有者）